



1. 補助の対象となる建築物

- ・市内の平成12年5月31日以前に着工された木造の一戸建て住宅
- ・地階を除く階数が2以下
- ・建築基準法に違反していないこと

2. 補助の要件

- ・建築士事務所に所属している建築士が行うもの
- ・財団法人日本建築防災協会の『木造住宅の耐震診断と補強方法』
または同等の耐震診断方法に基づき、建築物の地震に対する安全性
を評価したもの

3. 市が補助する金額

耐震診断 最高 **13** 万円

耐震診断に要した費用

※千円未満端数切捨て



4. その他の要件

- ・補助金交付申請前に耐震診断に着手していないもの
- ・補助対象になる耐震診断が補助申請年度内に完了できるもの
- ・補助対象建築物を所有する個人で過年度の市税を滞納していない方

- ・耐震診断を実施する前に申請をしてください
- ・手続の流れは裏面をご確認ください



令和7年4月版

5. 申請手続きの流れ

番号

…申請者が行うこと

番号

…市が行うこと

1

- ・坂戸市既存木造住宅耐震診断補助金
交付申請書（様式第1号）（※1）を提出。

2

- ・坂戸市既存木造住宅耐震診断補助金
交付・不交付決定通知書（様式第2号）を交付。



診断開始

交付決定後、診断を中止する場合は
再度、住宅政策課へご相談下さい。

診断完了

3

- ・坂戸市既存木造住宅耐震診断補助金
完了報告書（様式第4号）（※1）を提出。

4

- ・坂戸市既存木造住宅耐震診断補助金
確定通知書（様式第5号）を交付。

5

- ・坂戸市既存木造住宅耐震診断補助金
交付請求書（様式第6号）（※1）を提出。

6

- ・申請者の指定された口座に補助額を入金。

※1 1 3 5 の添付図書については、各様式をご参照下さい。

裏面